

広告入り窓口用封筒無償提供業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和6年2月8日

旭川市長 今津寛介

1 担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目総合庁舎2階

旭川市市民生活部市民課

電話 0166-25-9787

FAX 0166-24-6967

E-mail simin@city.asahikawa.hokkaido.jp

2 業務の概要

(1) 業務名 広告入り窓口用封筒無償提供業務

(2) 業務内容

住民票や戸籍謄本等の請求をした市民が各証明書等を持ち帰る際に使用する窓口用封筒を、民間事業者等（以下「事業者」という。）が旭川市（以下「市」という。）へ無償で提供する。また、それに係る次の業務を実施する。

ア 封筒に掲載する広告の募集

イ 封筒のデザイン、原稿作成及び印刷

ウ 封筒の納入

エ 封筒の在庫管理

(3) 履行期間

協定締結日から令和9年8月31日まで

(4) 費用負担

業務に係る全ての費用は事業者の広告収入により全額負担するものとし、市の費用負担は一切生じないものとする。

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 旭川市物品購入等の競争入札参加資格を有している者

イ 地方公共団体において広告入り窓口用封筒無償提供の実績を有している者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募の日から企画提案書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定，民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等，経営状態が著しく不健全である者でないこと。なお，上記1の要件を満たさない者が参加する場合には，本業務に類似した実績を有することを要件とし，信用確認のため次の書類を徴取する。

- ア 登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）※3か月以内のもの
- イ 財務諸表（貸借対照表，損益計算書）※直近1事業年度分
- ウ 納税証明書（本店所在地の市町村税又は都税，消費税及び地方消費税（国税））※3か月以内のもの

4 実施要領等の交付期間及び方法

広告入り窓口用封筒無償提供業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は，次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和6年2月8日（木）から令和6年3月8日（金）まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか，旭川市市民生活部市民課のホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページ URL

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/dept/35000000/35100000/index.html>

5 企画提案手続

参加希望者は，実施要領等で示す資料を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出期限 令和6年3月8日（金）午後5時（必着）

(2) 提出場所 1に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送（特定記録，簡易書留，一般書留のいずれか）によること。（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は，その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日，提出場所，提出方法，書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受託候補者の特定

広告入り窓口用封筒無償提供業務プロポーザル審査会設置要領に基づき設置する審査会において，実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により，提出された企画提案書等の審査及び評価

を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 協定に関する基本事項

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、協定書により協定を締結する。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングは行わない。
- (3) 企画提案に係る書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返還しない。
- (5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (6) 詳細は実施要領等による。